

令和4年度第3回 恵庭市行政改革推進委員会 会議録

企画振興部企画課主任主事 船田 耕平

1 日 時

令和5年3月29日（水） 14:00～16:00

2 会 場

恵庭市民会館2階 中会議室

3 出席者

○委員 ～ 横山委員長、高野副委員長、三浦委員、加賀谷委員、池田委員、小山委員
（欠席：渡部委員、大森委員、伊藤委員）

●横道副市長

●事務局 ～ 大槻企画振興部長、高橋企画振興部次長、小山田企画課主幹、
川尻企画課主査、船田企画課主任主事

●所管部署 ～佐々木福祉課長

明石介護福祉課長、松野介護福祉課主査

山崎健康スポーツ課長、安達健康スポーツ課主査

黒氏社会教育課長

嘉屋経済部次長、小井商工労働課主査、坂本商工労働課主査

4 内 容

【委員長挨拶】

市役所は異動で大変な時期だと思います。今日は事務事業評価（2次評価）結果についてですが、前回の会議後皆様からご質問やご意見をいただき、今回はそれに対する回答ということで、担当課の人にも来ていただいています。まずは事務局より進め方の説明をしていたいただき、続いて各委員からの質問に対する回答をご説明願います。その中でわからないことなどありましたら説明後に担当課の方にご質問ください。

【議事 今年度からの事務事業評価（2次評価）結果について】

（※事務局より追加資料1、追加資料2に基づき説明）

○一部抜粋

- ・事務事業評価対象事業の18事業の内、14事業について事前にご質問・ご意見をいただいている。
- ・質問や意見をいただいた事業について、追加資料2のとおりⅠ～Ⅴのテーマに分けており、テーマごとに担当課を入れ替えて進めていく。

「Ⅰ 福祉関係」について

○委員長

福祉関係は3つの事業について質問・意見があったわけですがこれについていかがでしょうか。所管課の方からの補足でも構いません。

●所管課（福祉課）

補足させていただいてよろしいでしょうか。福祉関係のNo.3「社会福祉事業団体育成事業費」について、当初委託事業という形で整理しようとしておりましたが、予算要求前に財政課と協議し、財政課から委託事業にすることについて疑義があるということで指摘があったところです。委託事業にするということは市の事業をやってもらうということになりますが、恵庭市には社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画があり、社会福祉協議会はそれに基づいて事業を実施しているところであり、社協の固有の事業であることが否定できず市の事業ではないということでありました。そういうことから、委託事業ではなくて補助事業という形で来年度に向けて精査するというところで話が進んでいるところがあります。

○委員長

今の説明を聞いていかがでしょうか。

○D委員

社協に対する事業費についてご意見させていただいていたのですが、回答を聞いてもよく理解できないところがあります。もう少しわかるように説明していただけないでしょうか。

●所管課（福祉課）

この社会福祉協議会への補助金は実質としては、人件費に対して補助しているところです。今、恵庭市の方針としては事業に対しての補助という形をとっています。この額の積算をしたのが平成27年であり、事業に対して何人の人が必要であり、その人数に人件費をかけて全体を積算しています。人件費補助として考えるとベースアップというものがありますが、事業費に対する補助ということを考えると、その分は出せないということでありました。地域福祉実践計画が策定された平成27年より事業数は増えていないのに額がそうになっているという現状にあるという指摘でございました。

○委員長

所管課の方に聞きたいのですが、回答にもありますが近隣自治体の状況というのはどうなっているのでしょうか。

●所管課（福祉課）

近隣自治体の状況についてはこれから詳しく調べようと思っている状況ですが、職員のベースアップを加味した人件費補助をしているのが、近隣自治体の状況であると把握しています。

○委員長

ベースアップを加味しているのですか。定期昇給のことですか。

●所管課（福祉課）

すいません。定期昇給のことです。

定期昇給の分も含めてということになります。

○委員長

他にご意見ありませんでしょうか。

○E委員

近隣市町村の状況を確認してとのことでありましたが、恵庭市としての主体性はないのでしょうか。近隣の状況もやっていれば恵庭もやるということでしょうか。

●所管課（福祉課）

近隣の自治体が行っているから必ず追随するというわけではありませんが、やり方としてまず近隣自治体のやり方を調べた上で、恵庭市の方針を精査していくということになります。

○E委員

近隣自治体が行っているから恵庭市もこうするという行政の横並びではなく、「恵庭市ではこうこうといった理由で必要だからやります」といった姿勢はないのでしょうか。

●所管課（福祉課）

説明が悪かった部分もありますが、決して横並びにしようということではありません。参考にしたいということであり、今申し上げた通り、各自治体のやり方を参考にしたいうえで、改めて恵庭市ではこうすべきだということを決めて進めていきたいということになります。

○委員長

委託費と補助費で大分差が出るのでしょうか。

●所管課（福祉課）

かなりの差が出ます。

委託ということになりますと、消費税分が上乗せされるというのがまず大きい部分となります。補助から委託に変えるということになりますと、その分の額が増えることとなります。また、委託ということになりますと、定期昇給を加味する必要性も出てきますことから、その分も上がっていくということになります。

○D委員

私の意見としては事業費への補助という形の方がいいと思います。何人分を補助するというよりは、事業に対して補助金を出すという考え方の方がいいと思います。

○委員長

社会福祉協議会は自治体によって活動が活発な社協とそうでない社協があると思います。恵庭市はどういう位置づけなのでしょう。

●所管課（介護福祉課）

高齢者の関係でやっていただいています地域福祉事業は緊急通報システムや配食サービス、訪問理美容ですとか活発的にやっていただいていると思います。また、高齢者の生きがいづくりということでは、ボランティアポイント事業も委託させていただいたり、委託事業ではあるものとにかく積極的に地域に入ってもらって活発的に活動いただいているものと認識しています。

○委員長

ホームヘルプなどはやっていないのでしょうか。市内で競合などしていますか。小さい町だと社協しかサービス提供するところがないところもあるようですが。

●所管課（介護福祉課）

訪問介護サービスという形で事業を展開しています。恵庭市内では十数か所ございますことから、そういったところと競合してサービスを提供しているところではあります。

○委員長

老人憩の家運営事業につきましてはいかがでしょうか。C委員からも事前にご意見をいただいています。

○C委員

老人憩の家の利用者が年間7.4万人（平成30年度実績）というのがすごく多い気がして気になりました。効率化の観点から憩の家を統廃合していく必要はあるのですが利用している方から不満が出るのではないかと漠然と思った次第であります。

○委員長

利用している人がすごく多いところとそうじゃないところがあるということでしょうか。

●所管課（介護福祉課）

恵み野と島松は利用者がとても多い状況となっています。

○委員長

例えば、島松と恵み野の憩の家でしたら、1日あたり何名くらいの利用があるのでしょうか。

●所管部署（介護福祉課）

令和5年1月末時点でお答えしますと、会館日数で割ると1日あたり約49名の利用となります。恵み野は1日あたり約55人となっています。

恵み野憩の家は隣に恵み野会館があって、統廃合の対象となっている施設であります。恵み野憩の家を廃止したとして、そこを使っていた利用者全員を恵み野会館に集約できるかと言えば間に合わない人数であると思います。そのあたりを踏まえまして、今後統廃合について検討していきたいと考えています。

○委員長

これだけ利用者がいると統廃合は難しいと感じますね。

●所管部署（介護福祉課）

他に集約できる施設がないと対応していくのは難しいのかなと考えています。

○委員長

お風呂のある施設というのは。お風呂を楽しみにする人も結構多いのではないのでしょうか。

●所管部署（介護福祉課）

島松、恵み野、柏陽と3か所ございます。

○委員長

郊外にある温泉だけではなく、町中にすぐ行けるお風呂があるというのは高齢者にとっては重要だと感じます。

○委員長

その他、憩の家についてご意見等ありますでしょうか。

○B委員

恵み野憩の家を統廃合するのであれば、恵み野会館というお話でしたが、そうするとお風呂がなくなるということでしょうか。

●所管部署（介護福祉課）

恵み野憩の家の統廃合を進めるということになればそういうことになります。

ただ、所管課としては利用者が多い恵み野憩の家ですから全部は賄いきれないのではないかと考えており、そのまま残していきたいと考えてはいます。ただ、他の施設との兼ね合いもありますので、恵み野会館に移るのか、又は他の会館に集約するのかを含めて今後検討していきたいと考えています。

○B委員

介護保険サービスを利用している方は、入浴のサービスを受けられますが、介護保険サービスを使っていない人も介護保険料は払っているかと思います。介護保険料を払っていて健康な方はたくさんいるかと思うので、そういった方に向けて今あるお風呂を今後も引き続き使えたらうれしいのではないかと思います。

○E委員

憩の家と会館ではその役割も異なりますし、憩の家は高齢者の利用に特化したものであると思います。効率化の観点のみからそういった施設を統合するのは無理があるのではないかという気はします。

○委員長

地域福祉事業につきましては何かありますでしょうか。所管課からの補足でも構いません。

●所管部署（介護福祉課）

当事業につきましては、先ほど福祉課から説明のありました、社会福祉団体育成事業と同じ考え方になります。もともと市の事業であったものを社会福祉協議会に事務移管しており、今現在は補助金という形で事業費に係る部分を補助しています。今後補助金の形を整理していくのと、事業としてどういった運営をしていったらいいかという部分を併せて社会福祉協議会と検討をこれからしていくということです。

○委員長

社会福祉協議会はプロパー社員が多いのでしょうか。
社会福祉協議会に市の職員が定年後に天下る自治体も多いと聞いています。小さな町だとくに昔は多かった。市の職員が入るのは悪いことではないのですが、それで予算を喰ってしまうのですよね。

●所管部署（介護福祉課）

実務に当たっている職員はほとんどプロパー職員だと認識しています。

○委員長

地域福祉事業について、他に何かありますでしょうか。

○Ｃ委員

財政課から厳しい指摘が出ているというのが見て取れました。難しい事業であるのと同じ時に大変重要な事業なんだという印象を受けました。所管課の方には引き続き頑張っているんだというのが私の意見です。

「Ⅱ スポーツ・教育関係」について

○委員長

No.10「スポーツ施設管理費（パークゴルフ場）」につきまして一点お聞きしたいのが、有料のコースと無料のコースがあるとのことでしたが、何か所ずつなののでしょうか。また、近隣の自治体では無料のコースはあるのでしょうか。

●所管部署（健康スポーツ課）

有料のパークゴルフ場についてですが、恵庭中央パークゴルフ場、漁川にありますカワセミコース、この2か所が有料のパークゴルフ場となっております。無料のパークゴルフ場は、漁川のアイリスコース、島松パークゴルフ場、北栄会館パークゴルフ場の3つとなっております。

近隣の自治体についてですが、北広島市と千歳市では無料のパークゴルフ場があると認識しています。

○委員長

回答の中にある指定管理者へのヒアリングというのはどういったものなのでしょうか。

●所管部署（健康スポーツ課）

無料コースの利用状況や、有料コースと比べての整備状況の違いですとか、そういったことについてヒアリングを行ったということでもあります。有料コースに比べて、最低限の整備ということしかしておりませんので、さらに、人の配置もされておられませんことから、有料のコースと比べると大分クオリティが落ちるといったお話でありました。

○委員長

スケート場についても同じでしょうか。

●所管部署（健康スポーツ課）

市内に公設で設置しているスケート場は市民スケート場と島松スケート場の2か所ございます。市民スケート場については建設当時からしっかり整備を行っております。

○E委員

パークゴルフ場について、私も快適に利用させていただいております。島松パークゴルフ場につきましては整備して有料にした方がいいのではないかと感じますが、そのほかの無料のパークゴルフ場については、市民が楽しむ場所として今のまま無料開放していてもいいような気がしております。

○B委員

有料のコースも無料のコースも同じ指定管理者なのでしょうか。

●所管部署（健康スポーツ課）

指定管理者は同じです。

○委員長

有料のパークゴルフ場の方で結構利用者がいて収入になっているのでしょうか。また、無料のパークゴルフ場よりも有料の方が人気は高いのでしょうか。

●所管部署（健康スポーツ課）

コロナの関係で若干利用者が減ったこともあるのですが、屋外の施設ということもあり、低迷期間がありながらも、それなりの市民の方と市外の方にも利用させていただいております。有料のコースは無料のコースに比べてもきれいに整備もされていますので、人気があるといえます。

○A委員

有料のコースと無料のコースの住み分けは必要だと思います。日常的に使う無料コースと大会などに利用する有料コース等、そういった住み分けは是非あった方がいいと思います。また、無料コースにおいては、事故とかなないように、指定管理の在り方については検討する必要があると思います。

○委員長

無料コースというのは職員の配置はあるのでしょうか。

●所管部署（健康スポーツ課）

無料コースに職員の配置はありません。ただ、必ず見回りというのはしております。

○委員長

職員の配置がないことによるトラブルというのは今までなかったのでしょうか。

●所管部署（健康スポーツ課）

現在までトラブルはありませんでした。

○B委員

市外の無料パークゴルフ場での話なのですが、ひどいところに行きますとボールが転がらない、トイレが詰まって使えないことがありました。恵庭市の無料コースは利用したことはないのですが、無料であっても快適に利用できる環境であればいいと感じます。

有料コースについてお聞きしますが、市内に住んでいる方と市外から来る方で料金に差はあるのでしょうか。また、市内の方と市外の方でしたらどちらの方が利用者は多いのでしょうか。

●所管部署（健康スポーツ課）

利用料金に差はございます。例えば、市内の一般の方が600円で、市外から来る一般の方が900円といった料金体系となっています。

利用者につきましては、市内の方の方が多くはなっていますが、市外の方につきましてもそれなりの割合で利用していただいています。

○委員長

スケート場についてですが、学校の授業や大会以外での利用状況は多くないのでしょうか。

●所管部署（健康スポーツ課）

スケート場の冬場の利用についてですが、市民スケート場が約11,200人、島松スケート場が、約6,270人利用していただきました。

学校利用がどれくらいというのは本日資料をお持ちしていません。

○委員長

そのほか、No.9「高校プール開放運営費」関係についてはどうでしょうか。

○E委員

本当にそうだったかというのは確かではありませんが、恵庭南高校に体育科を設置する際の約束事項として、市民の体力向上に資するプールとして開放することを条件として認可されたと経緯を聞いています。

●所管部署（健康スポーツ課）

当時の経緯を資料等で確認してみたところ、市の方で南高のプールを改築整備する際に、何とか市民開放型のプールとして開放できないかということで南高を通して道教委にお願いして、その結果地域開放型という形で市民もお使いいただけるようになった経緯は確認できました。

○E委員

これも側聞なのですが、市内の小中学校のプールについて老朽化が進んでいるものの、これを補修しないで廃止するという話を聞いていますが、それは本当なのでしょうか。

●所管部署（健康スポーツ課）

市内には8つの小学校がありますが、現在夏場プールを一般開放している5つのプールの内、老朽化等の理由で3か所について廃止の検討を進めております。

○委員長

再度作り直すということはしないのでしょうか。

●所管部署（健康スポーツ課）

作り直しということの可能性は0ではないですが、市内にある民間のプールですとか、一つのプールをシェアする等、効率的にできないのだろうかということで水泳事業については令和4年度から試行・検討を進めているところです。

○E委員

民間のプールは設備もいいし使ってもらいたいというのはわかりますが、小学校のプールを廃止する代わりに有料の民間のプールを使ってもらおうということになるのであれば、利用料の補助をしますとかそういったことは考えていないのでしょうか。

●所管部署（健康スポーツ課）

現状はそこまで考えていませんが、プールに入る機会をまず確保するというで、令和5年度からになります。千歳の温水プールについて、恵庭市民の方も千歳の市民料金に入れるようにということで千歳市と話をしている、令和5年度から利用できるように、連携協定を結んで進めています。若干費用は掛かりますが、その差額分についてはまず恵庭市で負担しようということで話を進めています。

○委員長

続きまして、No.17「青少年宿泊研修施設管理運営費」についてはいかがでしょうか。

○E委員

青少年の宿泊研修施設としてRBパークを使ってくださいというのが教育委員会の方針ですが、実際に20人とか30人とかで宿泊しようとする、キャパシティとして使えない実態があります。利用料も高いというのがありますが、それでも宿泊研修施設はありますよというのが行政の建前ではあると思うのですが、これから子どもたちをきちんと養成するためには、以前あった青少年研修センターのような施設が必要だと思います。恵庭市の財政的な問題もあるかとは思いますが、先ほどのプールの件も含めて、老朽化した施設などが立て替えされていないというのが少し寂しく感じます。行政として、現在RBパークにあります研修施設で青少年の宿泊研修施設として十分だと考えているのか、又は別のことを考えているのかお聞きしたいと思います。

●所管部署（社会教育課）

今年度は利用人数を半数の14人に制限していたので、宿泊可能人数は確かに少なかったと思います。令和5年度からは通常の28人の定員数に戻ります。食事の面ですとか、集う場所の面ですとか、使いづらいというご意見を市内の子どもの団体からもいただいています。現在ご意見を集約して委託事業者及び利用者の双方と協議を進めておりまして、令和5年4月から改善の予定で計画を進めているところです。具体的にですが、「ドライヤーの数が少ない」、「活動時間が短い」、「アメニティを付け足してほしい」、「お部屋に冷蔵庫が欲しい」など、様々なご意見をいただきましたので、それらを改善したうえで同じ料金で使っていただけるよう契約を結ぶ予定となっています。

○B委員

それはRBパークでできるということでしょうか。また28人宿泊できるというお話でしたが、1部屋で28人ということでしょうか。

●所管部署（社会教育課）

RBパークで実施します。これまではコロナの影響で半数の14人定員としていたところを元の28人定員に戻ることになります。1部屋あたり14人宿泊できる部屋が2部屋ございます。それ以外にもRBパーク内の青少年宿泊研修施設のすぐ横に宿泊棟がございますので、28人以上の場合も特別料金で格安で宿泊可能となっております。

○E委員

28人泊まれるということで宿泊する分には支障ないということはわかりましたが、問題は広い場所を体育館代わりに使いたいと思った時に、常に別の団体がその時間に使っているということで宿泊者が使えないということにもあると思います。そこら辺の調整というのはどうなっているのでしょうか。

●所管部署（社会教育課）

施設のすぐ横になりますが、食事ができたり、研修を行ったりできる28人定員の部屋を1室ご用意しています。以前までは15時～翌日10時まで利用できるという仕様でしたが、今回の仕様変更により、使える時間を2時間延長いたしまして、13時～翌日10時までは無料で利用できるようになりました。その他にも宿泊研修施設利用者はある程度優先的に使えるようにしていただけると聞いています。

○B委員

この研修施設は十分に周知されているのでしょうか。小さい子どもがいないせいか宿泊研修施設の存在を初めて知りました。学校とかには周知されているのでしょうか。

●所管部署（社会教育課）

宿泊研修施設につきましては、パンフレット等を作りまして、市内の公共施設に置いてあったり、HPを活用したりと現在周知を行っているところです。ただ、おっしゃられたとおり、あまりそういった周知を見たことがないというご意見をかなりいただいたことから、ポスターやチラシを積極的にまくようにしたいと考えているところです。

○B委員

回覧板なんかに挟んでいただくと皆さんもっと見ていただけると思います。せっかくそのような施設があるのであれば是非皆さんに使ってほしいと思います。

●所管部署（社会教育課）

今回大きく変わった部分もありますので、そういう部分も含めて周知していきたいと考えています。また、今まで使っていただいた団体につきましても変わった部分の周知に努めていきたいと考えています。

「Ⅲ 観光関係」について

○A委員

「No.15 観光推進事業費」につきまして、花の拠点センターハウス案内所運営費となっていますけど、ある程度のお客さんは来られるとは思いますが、そんなに多くの観光客が常に来られるかというとそうではない印象を受けています。また、現在は観光案内所に聞きに来るというよりも、やはりHPですとか、SNSを活用して情報を送るという方法が主流となっております。お金のかけ方として案内所運営費にお金をかけてしまうというのは改善していかなければいけないと思います。恵庭は緑化フェアも開催し、はなふるもできて知名度が上がり観光も盛り上がっていると思いますので、案内所が必要ないわけではありませんが、それ以外の情報発信ですとか、他の観光協会等と収入をいろんな形で見ながら、あるいは企業からの協賛金などを得ながらなど、いわゆるDMOと言いますか新規の観光団体として活動していくところも多いので、そういう方向に舵を切るようなお金の使い方というのは是非考えていただきたいと思います。

●所管部署（経済部）

観光協会に地域の観光事業をリードしてもらいたいという思いもありますし、案内所の運営の委託という部分でしたが、それ以外にも自転車の貸し出しのような工夫した業務ですとか、観光に向けての調査研究ですとか、そういったものもこの事業費に含まれています。

今後、いただきましたご意見を踏まえまして、観光協会と今後事業をどう進めていくかというのは連携してやっていきたいと考えています。

○委員長

観光協会というのは何か事業をやっているのでしょうか。

●所管部署（経済部）

市から委託している案内所の運営ですとか、恵庭駅・恵み野駅・はなふるのどこで自転車を乗り降りしてもいいという自転車の貸し出しですとか、観光協会独自で恵庭のPRの広報宣伝などを今やっていただいている状況です。

○委員長

「No.16 ルルマップ自然公園ふれんど管理事業費」の用途変更につきまして説明いただいてもよろしいでしょうか。

●所管部署（経済部）

今メインであるのがパークゴルフ場・多目的広場・市民農園・フォレストアドベンチャーがあります。その中で、パークゴルフ場の方がコロナの影響もあったかとは思いますが、北海道全体を見てもパークゴルフ人口が減少傾向にあり、ふれらんどにおいても利用者がどんどん減っているということで、今あるパークゴルフ場の芝を最大限生かしたうえで、人を誘致できるものということで、指定管理者および観光の有識者に集まっていたいて、今後どうしていこうかということ話を話合っていたところ。先日検討結果がออกมาして、キャンプ場にしようかという意見がまとまりまして、今後は提言に基づきまして、今後どう事業を進めていこうかというのを令和5年度に検討していくところでありま。

○委員長

どれくらいの規模のキャンプ場になるのでしょうか。

●所管部署（経済部）

具体的にどのようなキャンプ場にするのかということまではまだ決めていませんが、かなりの大きさのものにはなるのではないかと思います。キャンプ場を本当にやるということになれば、現在トイレですとか水回りが整備されていない状況でございますので、併せて検討していくことになります。

○E委員

柏木の奥の方にもキャンプ場がありますが、そことるまっふのキャンプ場との住み分けというのはどう考えているのでしょうか。

●所管部署（経済部）

他のキャンプ場の住み分けというところまではまだ議論が進んでいませんが、今後キャンプ場の形態がどのようになるのかによってニーズを分けていかないといけないと思います。これからの話し合いや議論でどうなるかにもよりますが、皆さんオートキャンプ場をるまっふでイメージされているようですので、柏木との形態の違いによる住み分けはできるのではないかと現在思っているところ。

○B委員

もし、お金をかけてキャンプ場を作ることでしたら、ただキャンプ場がありますというよりも、行って楽しめるようなものが何かあればキャンプ場として価値があると思います。定山溪にあるキャンプ場ではキャンプファイヤーを楽しめる施設があって、大学生のボランティアが来て、親子で行っても子どもだけでも楽しめることを何か考えてくれるようなところがあります。バーベキューの施設なんかもいちいち炭をおこさなくても簡単にできて片付けも簡単というようなところなんです、参考にさせていただけたらと思います。

●所管部署（経済部）

るまっぷには現在フォレストアドベンチャーというアクティビティもありますので、そういったところとも連携しながらのキャンプ場になると思いますし、ご意見も参考にさせていただきたいと思います。

○B委員

大学生のボランティアなんかも巻き込みながらやったら面白いのではないかと思います。

○E委員

是非、キャンプファイヤーができるキャンプ場に整備していただきたいと思います。キャンプファイヤーを囲むような感動体験ができる機会が少なくなっていますので、恵庭にも一つそういう体験ができる場所を作っていただきたいと思います。

○委員長

No.18「墓園管理費」における未利用地の利用についてはいかがでしょうか。本日は所管課を呼んでいませんが事務局から説明できますか。

●事務局

聞いているところによりますと、冬場は未利用地を雪の堆積場として使っているようです。夏場の利活用というお話ですと、2次評価の際には所管課より何をするにも中途半端な面積というのを聞いています。

●事務局

先ほど、ふれらんどのお話がありましたが、そこの向かい側に第4墓園というのを新しく整備しました。第4墓園造成の計画を建てた10年以上前の当時、大きなお墓等の需要が多かった時代でありました。今現在は当時と比べてお墓の需要もなくなってきており、加えて第3墓園にできました合同納骨塚の方に埋葬してしまえばお墓がいらないということになりますので、第4墓園の需要は少なくなりました。では、その第4墓園の土地をどう活用するのかというのがおそらく現在課題となっていると認識しております。今までは市民の方だけに貸付していたのですが、現在は市外の方にも貸付しています。それでもお墓の需要は減少しております。

○B委員

利用者からすると、いつからいつまでお参りできるか明確に知りたいというのと、お参りした後に一休みできるような場所が第4墓園を活用してできるとうれしいと思います。お墓の需要が現在少ないのであれば、そういう憩いの場所になるよう活用の仕方をしていただけるといいのではないかと思います。

○A 委員

ニーズはかなり変わってきていると思います。共同墓園が増えてきているのもそうなんです、継続して孫の代までずっと永代供養を求めるというのはだんだん難しい世の中になっていると思います。永代的に土地を買って供養するのはこの先さらに減ってくると思います。だからといって、どこにも何も墓がなくていいかということそうではないですが、永代ではなく期限付きにするなど新しいニーズへの対応を考えていただきたいと思います。

○D 委員

周り近所に話を聞いても、最近では合葬墓への需要は高まっていると思います。お寺なんかでも合葬墓を造っていると聞きます。今後はさらに需要は高まり、合葬墓に移っていくのではないのでしょうか。

○委員長

時代のニーズを踏まえながら検討していただきたいと思います。

「Ⅳ 内部業務（文書管理・基金）」について

○委員長

所管課が本日来ていませんので事務局からの回答ということになりますが、追加でご質問等ありますでしょうか。

○D 委員

「No.1 文書管理費」につきまして、文書のデータ化は現時点ではまだ手付かずということでしょうか。

●事務局

今はまだこれからということになってきます。追加資料で「恵庭市デジタル推進計画 実施計画（抜粋）」をお配りしていますが、その19ページに永年保存文書の電子化を上げておまして、令和5年度はまずルール作りを検討して、どのように進めていくかというのを検討していくことになっています。

●副市長

永年文書の電子化についてはもう進めようということで検討しています。ただ、業者委託をすると4億・5億というお金がかかってくるので、それをいっぺんにはできないのですけども、会計年度任用職員も担当しながら、何とか、永年文書についてはすべて電子化を進めるということで考えております。

○D委員

永年保存というお話ではありますが、文書の保存は他にどんな種類があるのでしょうか。

●副市長

10年保存・5年保存・3年保存と1年保存もございます。それを全部となるとかなりの時間を要することになりますが、電子化を進めるということで方針が決まっておりますので、着々と進めて参りたいと思います。

○E委員

DXを進めるというのは、その膨大なデータを蓄積するというのが主たる目的なのでしょうか。又は、蓄積されたデータを随時活用できるようにするというのが狙いなのでしょうか。

●事務局

整理することと随時活用することの両方の目的があると思います。検索して見たいときに見られないと意味はないですし、また、永年保存というのは今後どんどん膨らんでいきますので、書庫の老朽化もあり、保管する場所の問題もあります。そういった問題を解決するために文書の電子化を今後作るルールに沿って進めていくということになります。

○E委員

新聞で恵庭市職員がUSBメモリを紛失したというのを見ました。今後文書を電子化していくということですが、そのデータの管理はどのようにしていくのか考える必要があるのではないのでしょうか。

また、蓄積と検索と活用の仕方について見通しは立っているのでしょうか。

●事務局

蓄積と検索の活用の仕方について、見通しまでは把握していませんが、データとして保管しておけばいいということではないと思います。必要な時にすぐ取り出せるようなシステムをデータ移行と同時に構築する必要があると思います。

○A委員

情報の管理については、実施計画の基本方針の3に漏洩対策として定められていますね。

○委員長

基金についてはどうでしょうか。乱高下する場合がありますのでなかなか難しい問題だと思いますが。

○D委員

安定した企業の債権でないと手を出しづらいというのは理解できますが、何とか見つけて運用していただきたいと思います。

「V その他」について

○委員長

その他につきましていかがでしょうか。追加でご意見などがありますでしょうか。

○D委員

私が事前にご意見させていただいたのは、恵庭市職員には常に問題意識をもってやってほしいと思っているからです。仕事について今はこうやっているけども、果たしてこのやり方のままでいいのか常に考えていれば、新しいアイデアというものが出てくるはずですよ。そういったことに是非挑戦してほしいと思います。自分の考えをしっかりとって周りに流されないでいただきたいと思います。ただ与えられた仕事を受け身でやるだけでは成長していけないので、ただやるのではなく、どうしたらよくなっていくか自分で考えられる職員に成長してほしいと思います。

○委員長

職員の皆様には是非そういった意識改革をしていただきたいですね。E委員も事前ご意見をいただいていますがいかがでしょうか。

○E委員

恵庭にはいくつ条例があるのかも知りたかったのですが、いずれにしても、まちづくり基本条例は時間をかけて精魂込めて策定されたものと認識しています。この条例は罰則規定がない分、職員は存在を知っているかと思いますが、順守状況のチェック機能というのは働いているのか確認させていただきたいと思いました。

●事務局

恵庭市まちづくり基本条例について、前回は平成30年の時に第1回目の見直しを行っています。まちづくり基本条例につきましては、条文の中に5年を超えない期間で市民検討委員会を通じて見直しをする規定を定めています。見直しの際にあげられた課題について、市としてはどう取り組んでいるのかというのを年1回担当所管部署に投げかけて取りまとめているところです。取りまとめた内容につきましては庁内推進委員会及び議会に報告しています。

○E委員

条例を制定する以上、最終的に議会で決めることになると思いますが、市議会議員の意識というのは決めてしまえばあとは関与しないというスタンスなのでしょうか。

●事務局

議会としての取組について、議会改革を進めているところであり、議会版のまちづくり基本条例のような議会基本条例の策定を進めているところです。

○委員長

本日の議題は以上となりますが、事務局から何かありますでしょうか。

●事務局

次回の推進委員会は5月か6月くらいを予定しています。

○委員長

個人的に5月の中旬は都合が悪いのでそれ以外にしていただけると助かります。
年度が替わりますが、事務局の方の異動はあるのでしょうか。

●事務局

担当主査が令和5年度から代わります。
(担当主査よりあいさつ)

○委員長

ありがとうございます。それでは次回は5月、6月頃の予定で決まりましたら事務局より各委員へのご連絡をお願いします。本日はお疲れ様でした。